イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03871

BY 令4　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BY 令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BY 令6　ア　令和 6 年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和 6 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

BZ 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

CA 令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03123

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03805

CB　昭和 61 年度から平成 10 年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和 48 年度から平成 10 年度までの間において児童急増市町村（児童急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその年の 5 月 1 日現在の児童数が 3 年前の 5 月 1 日現在の児童数に比し、15 パーセント以上かつ 300 人以上、10 パーセント以上かつ 500 人以上又は 5 パーセント以上かつ 1,000 人以上増加している市町村（指定都市の区（総合区を含む。）のうち当該区を市町村とみなした場合に、これらに該当することとなる当該区を含む。）の区域をいう。）を包括する市町村をいう。）に該当したことがある市町村をいう。）又は過去児童急増市町村以外で財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前 3 年度内の各年度に係るものを合算して得たものを 3 で除して得た数値をいう。）が 1.00 以下の市町村が過大規模校（市町村立の小学校のうち、当該年度の 5 月 1 日現在においてその学級（特殊学

イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329

BY 令4　ア　令和 4 年度市場公募都市に係るもの　0.00639

イ　令和 4 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661

BY 令5　ア　令和 5 年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和 5 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

BZ 令2　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和 2 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち小学校に係るものの額に相当する額（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

CA 令2　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.03128

イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.03812

CB　昭和 46 年度から昭和 60 年度までの各年度において、当該年度の旧児童急増区域を包括する市町村が当該旧児童急増区域内における学校用地取得のために発行を許可された義務教育施設整備事業債（公害防止事業債、昭和 46 年度、昭和 47 年度及び昭和 50 年度から昭和 60 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、符号 AQ において別表第 3 の 13 に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係る地方債並びに昭和 59 年度及び昭和 60 年度に取得した学校用地面積が 2,000 平方メートル未満である学校用地に係る地方債を除く。）及び昭和 61 年度から平成 10 年度までの各年度において、過去児童急増市町村（昭和 48 年度から平成 10 年度までの間において児童急増市町村（児童急増区域（学校基本調査規則によつて調査したその